

交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則 (2015 年度交通心理士補取得者より)

交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。昇格するためには、交通心理士補の取得後 5 年以内に下記の条件を満たさなければならない。ただし、本務業務の都合により期間の延長を申し出た場合は、資格認定委員会で延長を認めることがある。

I. 昇格の条件

(1) 交通心理学会大会、交通心理士会大会、地区別研究会、教習所セミナーにおいて単独または筆頭発表者として、2 件以上の発表を行う。ただし、このうちの 1 件については、下記の表に示す大会等の参加ポイントの合計が、交通心理学会大会および交通心理士大会への参加（計 4 ポイント以上）を含む 8 ポイント以上であることをもって、これに代えることができる。参加ポイントについては、交通心理士補になる 3 年前までのポイントを含めることができるものとする。

なお、単独または筆頭発表者として発表した場合は、発表 1 件としてのみ数え、参加ポイントとして加えることができない。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント

大会等	参加ポイント	年間開催日数
交通心理学会大会	2 ポイント	2 日
交通心理士会大会	2 ポイント	2 日
地区別研究会	1 地区 1 ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	1 地区 1～2 日
ステップアップ講習会	対面講習 1 日 1 ポイント（参加日数分加算）もしくはオンデマンド講習受講証明書発行申請により付与されたポイント	1～6 日
コーチングセミナー	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	1～4 日
教習所セミナー	1 ポイント	1 日
交通カウンセラー養成講座	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	6～8 日

※ 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

※ 交通心理学会大会、交通心理士会大会の参加ポイントについては、どちらか一方の大会を 2 回参加で 4 ポイントでも良い。

(2) ステップアップ講習会で開催される必須科目 2 科目の受講証明書を取得すること。

II. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年 6月13日 改正

平成24年11月10日 改正

平成25年 3月16日 改正

平成25年11月 9日 改正

平成26年 6月 7日 改正

平成27年 3月28日 改正

平成27年 6月 6日 改正

平成29年11月 4日 改正

平成30年10月27日 改正

令和 2年10月17日 改正

令和 3年 3月20日 改正 令和 3年 4月1日 施行